



平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会社名 東邦金属株式会社  
代表者名 代表取締役社長 三喜田 浩  
(コード番号: 5781)  
問合せ先 総務部部長 山下 泰之  
(TEL. 06-6202-3376)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 25 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 65 回定時株主総会に『定款の一部変更』について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

取締役および監査役が、その期待された役割を十分に発揮できるよう、また、社外取締役、社外監査役に適切な人材の招聘を容易にするため、平成 27 年 5 月 1 日に施行された『会社法の一部を改正する法律』(平成 26 年法律第 90 号)に基づく取締役の責任免除ならびに取締役および監査役の責任限定契約に係る規定を新設するものであります。なお、変更案第 27 条の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

##### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)

以 上

## 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
第1条から第26条まで (条文省略)	第1条から第26条まで (現行どおり)
(新設)	<p><u>第27条 (取締役の責任免除)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役 (業務執行取締役等である者を除く。) との間に、任務を怠ったことによる同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。</u></p>
第27条から第34条まで (条文省略)	第28条から第35条まで (現行どおり)
(新設)	<p><u>第36条 (監査役の責任限定契約)</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定められた額とする。</u></p>
第35条から第37条まで (条文省略)	第37条から第39条まで (現行どおり)